

Title	ナチス後期における労働政策とその実態に関する社会史的考察： 1938年6月から1939年前半期まで
Sub Title	Sozialgeschichtliche Betrachtung der nationalsozialistischen Arbeiterpolitik und ihrer wirklichen Lage : vom Juni 1938 bis zur ersten Hälfte 1939
Author	矢野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1978
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.71, No.3 (1978. 6) ,p.407(105)- 420(118)
JaLC DOI	10.14991/001.19780601-0105
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19780601-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ナチス後期における労働政策と その実態に関する社会史的考察

—1938年6月から1939年前半期まで—

矢野 久

- 第1節 はじめに
- 第2節 ナチス・ドイツの経済的再軍備の統計的考察
- 第3節 1938年6月以降のナチス労働政策の特徴
 - 第1項 「部分的労務義務制」から「全般的労務義務制」へ
 - 第2項 「賃金構成令」
- 第4節 1938年6月以降の労働政策の実態とその成果
 - 第1項 軍需部門における労働配置状況
 - 第2項 鉄・金属業ならびに建設業における労働配置状況
 - 第3項 鉱業における労働配置状況
 - 第4項 賃金水準の動向
 - 第5項 ナチス労働政策の実態、その一般的考察
- 第5節 結論的考察

第1節 はじめに

前稿「ナチス後期における労働政策とその実態に関する社会史的考察——1936年秋から1938年6月まで⁽¹⁾」において、筆者は、1936年秋から1938年6月に至る時期に限定して、ナチス労働政策の特徴とその実態の分析を行なった。そこで示されたように、経済的再軍備・戦争準備の遂行という経済政策の方向転換に対応して、労働政策は、「労働市場への意図としての間接的統制」という性格を付与されることになった。しかし、その実態をみてるならば、(1)経済的再軍備に緊急に必要な金属労働者、建設専門労働者が充分に

確保されなかったばかりか、(2)政策意図に反して、労働力確保が、事実上、個別資本と労働者との個別的契約関係に従属させられ、まさにそのことによって、(3)部門別・部門間の労働移動が無計画的に進行し、さらにそれに対応して、(4)「誘惑賃金」によって労働者の賃金収入が無計画的かつ飛躍的に上昇し、(5)以上の如き労働力的側面における諸結果ばかりか、労働者の態度におけるネガティブな反応も生じてくるに至ったのである。かかる諸現象の中で、「完全ファシズム」あるいは第三帝国の爛熟期において、諸権力集団の権力闘争が先鋭化してくることもあったのである。

本研究ノートの課題は、前研究ノートに引き続いて、1938年6月以降のナチス労働政策の特徴とその実態とを分析し、いかなる点でナチス労働政策の政策内容が変化したのか、その特質は何かを解明し、同時に、労働政策の変化によってその実態はどのように変化したのかを分析することにある。対象時期は1939年前半期までに限定される。いわゆる「戦争経済令」、第二次大戦直前ならびに大戦中の労働配置状況については、稿を改めて分析することにした。

本論を始めるに際し、本研究ノートの社会史的考察の意味について若干の説明をしておきたい。ここでの社会史的考察は、もちろん社会史そのものを意味しているわけではない。最近の西独の社会史が新しいパラダイムを求めて“*Sozialgeschichte*”をさらに押し進め、“*Gesellschaftsgeschichte*”として、全体を志向する総体的な社会の歴史を目指し、歴史的社会科学として総体学を構築しようとしていることは周知の事実であろう。筆者は、かかる西独社会史研究に賛意を表すものの、そこには全体志向が強くなり、社会史(*Sozialgeschichte*)特有の対象領域が喪失してゆく

注(1) 『三田学会雑誌』70巻6号(1977年12月)所収。

危険性があると考えている。総体的な社会史を志向しながらも、あくまで社会史固有の対象領域を明確にし、研究作業を続けてゆくことが必要であろう。

前稿ならびに本稿で筆者が行なっている作業は、ナチス経済政策との関係においてナチス労働政策の特質を究明するというより総体的な観点から出発しながら、労働政策の実態というより具体的なレベルに向かっているが、実は社会史はその先にある。総体としての社会史という認識上の端緒を導きの糸としながら、労働者の作業場内での具体的な労働様式、労働者の経済的・社会的存在様式、それと対応した政治的・社会的意識の具体的分析が、社会史の固有の出発点となる。そこから、地方史ならびに産業史という経路を経て、再び総体としての社会史に行きつくことになる。したがって、本稿が行なっている作業は社会史そのものを意味するものではなく、本格的な社会史研究に向かう準備作業であるということが明らかとなろう。この作業は、ドキュメントに現われたかぎりでの、全国レベルでの労働政策ならびにその実態の特質を整理することであり、それによって、第二次世界大戦に突入する以前のナチス・ドイツのはらむ「社会的矛盾」の一側面の社会史的条件が解明されるであろう。

第2節 ナチス・ドイツの経済的再軍備の統計的考察

表(1) G. N. P. と軍事支出

年	G. N. P. (Mrd. RM)	私的消費 (Mrd. RM)	軍事支出 (Mrd. RM)		
1929	89	64	0.8	72%	1%
1932	58	47	0.8	81	1
1933	59	46	1.9	78	3
1934	67	50	4.1	75	6
1935	74	53	6.0	72	8
1936	83	56	10.8	65	13
1937	93	61	11.7	64	13
1938	105	62	17.2	59	17
1939	130	71	30.0	54	23
1940	141	68	53.0	48	38
1941	152	65	71.0	43	47
1942	165	61	91.0	37	55
1943	184	61	112.0	33	61

(Berenice A. Carroll, *Design for Total War. Arms and Economics in the Third Reich*, Den Haag 1968, p. 184, 186.

本稿の具体的叙述を開始するにあたり、統計に現われたかぎりでのナチス・ドイツの経済構造を概観し、経済的再軍備がどの程度進行していたのか、それに対応して労働力がどの程度、基幹部門・軍需部門に集中したのか、を確認しておこう。

(-) まず表(1)をみると、私的消費は1933年から1938年の間に絶対額としては160億RM増加しているが、GNPに占める割合は、1933年の78%から1938年の59%へと低下している。それに対し、軍事支出は、絶対額では19億RMから172億RMへと増加し、GNPに占める割合では、3%から17%へと増加し、とりわけ1936年以降の増加が著しいことが確認できる。本稿では対象とならなかった1939年以降はこの傾向はさらに激化し、1941年には、軍事支出が私的消費を上廻るに至っている。

表(2) 政府支出と軍事支出

年	政府支出総額 (Mrd. RM)	軍事支出 (Mrd. RM)	その他の支出 (Mrd. RM)
1929	13.1	0.8	12.3
1933	8.9	1.9	7.0
1934	12.6	4.1	8.5
1935	14.1	6.0	8.1
1936	17.3	10.8	6.5
1937	21.4	11.7	9.7
1938	32.9	17.2	15.7

(Carroll, *op. cit.*, p. 187)

この軍事支出の増加を政府支出との関連でみると、表(2)から、1933年には政府支出総額89億RMのうち、軍事支出が19億RM、21%であったのに対し、1938年には軍事支出は172億RMに増大し、政府支出総額329億RMの52%を占めるに至っていることが明らかとなる。

(-) かかる軍事支出の飛躍的増大は、投資構造にも反映している。表(3)が示すように、投資総額は1933年に68億RMから、1938年には298億RMへと増加しており、その内、軍事投資は10億RMから136億RMへと増加し、後者の前者に対する割合は、14.7%から45.6%へと上昇している。この軍事投資に基幹産業投資を含めると、1933年に15億RMから、1938年には192億RMへと飛躍的に増大している。この両投資額の投資総額に占める割合は、22.1%から実に64.4%へと上昇している。

さらに表(4)から、工業投資の部門別動向が明らかとなる。I 鉱業・製鉄業部門への投資が最も顕著で、II 化学・燃料・カリ工業部門への投資ならびにIV機械・装置・自動車・蒸気機関・車輛建設・造船業部門投資

ナチス後期における労働政策とその実態に関する社会史的考察

表(3) 投資構造

(Mrd. RM)

年	総投資額	軍事投資	基幹産業投資		輸送道路	文民経済投資
			四カ年計画含	四カ年計画のみ		
1928	13.8	0.5	2.7		1.3	9.3
1933	6.8	1.0	0.5		0.8	4.5
1934	10.6	3.4	1.0		1.2	5.0
1935	14.4	5.0	1.6		1.4	6.4
1936	21.1	9.3	3.0	0.8	1.6	7.2
1937	23.2	9.5	4.3	1.5	1.8	7.6
1938	29.8	13.6	5.6	2.0	2.6	8.0
Total 1933~1938	105.9	41.8	16.0	4.3	9.4	38.7

(Carroll, *op. cit.*, p. 188)

表(4) 部門別工業投資

(Mill RM)

年	1928	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939
I. 鉱業ならびに製鉄業	691	90	213	428	563	784	1,002	1,201
II. 化学工業・燃料・加工業	456	82	177	288	449	605	877	1,120
III. 電気技術・機械工作・自動車・車輛・造船	297	78	183	333	385	510	642	783
IV. 建設・建設材料・ゴム・紙・製材	273	59	134	194	240	309	431	492
V. 繊維・衣服工業	365	107	153	154	201	219	292	347
VI. 食糧・ぜいたく品業	277	87	123	154	174	208	215	238
VII. その他消費材工業	256	54	84	107	147	208	232	251
工業全体	2,615	557	(1)1,067	(3)1,658	2,159	2,843	3,691	4,432
その内 I~IV	1,717	309	(2) 707	(4)1,243	1,637	2,208	2,952	3,596
V~VII	898	248	360	415	522	635	739	836

(Statistisches Handbuch von Deutschland 1928-1944, München 1949, S. 605から作成)
 (原資料では(1)1,060, (2)700, (3)1,636, (4)1,221となっているが、誤まりと思われるので表のようにした。)

表(5) 部門別工業投資の割合(%)

年	1928	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939
I. 鉱業ならびに製鉄業	26.4	16.2	20.0	25.9	26.1	27.6	27.1	27.1
II. 化学工業・燃料・加工業	17.4	14.7	16.6	17.4	20.8	21.3	23.8	25.3
III. 電気技術・機械工作・自動車・車輛・造船	11.4	14.0	17.2	20.1	17.8	17.9	17.4	17.7
IV. 建設・建設材料・ゴム・紙・製材	10.4	10.6	12.6	11.7	11.1	10.9	11.7	11.1
V. 繊維・衣服工業	14.0	19.2	14.3	9.3	9.3	7.7	7.9	7.8
VI. 食糧・ぜいたく品業	10.6	15.6	11.5	9.3	8.1	7.3	5.8	5.4
VII. その他消費材工業	9.8	9.7	7.9	6.5	6.8	7.3	6.3	5.7
I~IV	65.7	55.5	66.3	75.0	75.8	77.7	80.0	81.1
V~VII	34.3	44.5	33.7	25.0	24.2	22.3	20.0	18.9

(表(4)から筆者が算出)

も飛躍的に拡大している。建設・建設材料業等のその他生産財工業IIIは生産財工業全体の中では比較的投資額の増大が少ないといえるが、V繊維・衣服業、VI食糧・ぜいたく品業、VIIその他消費財工業部門における投資は、絶対額としては上昇してはいるものの、きわめ

て上昇幅が小さいことが明らかとなる。これを工業全体の投資額に占める割合で筆者が算出したのが表(5)である。これから明らかなように、Iの投資の割合は最も急激に増大し、IIも急激に増大している。I~IV全体の割合は1933年55.5%から1939年81.1%へと飛躍的

表(6) 工業生産指数(1928=100)

	工業総生産	生産財工業	消費財工業	投資財工業
1928	100	100	100	100
1932	59	46	78	35
1933	66	54	83	45
1934	83	77	93	75
1935	96	99	91	102
1936	107	113	98	117
1937	117	126	103	128
1938	125	136	107	140
1939前期		143	112	
1939.6	133	147	113	152

(Jurgen Knczynski, *Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus*, Bd, 6, Berlin 1964, S. 79, 82, 103; Charles Bettelheim, *Die Deutsche Wirtschaft unter dem Nationalsozialismus*, München 1974, S. 225.)

に上昇しているのに対し、V~VIIの割合は44.5%から18.9%へと急激に低下している。かかる投資構造の変化から、ナチス・ドイツの経済的再軍備の急速な展開が確認できよう。

(三) 次に生産構造をみてみよう。表(6)から工業総生産は1936年には1928年水準を超え、1939年6月には指数133に達している。とりわけ、投資財・生産財生産は、恐慌期に急激に低下しつつも、1935年には1928年水準に達し、以降急速に増大し、前者は1939年6月に152、後者は147にまで

表(7) 軍需生産指数(会計年度1932=100)

1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
100	350	550	950	1,350	1,650	2,600

(Kuczynski, *op. cit.*, S. 82)

表(8) 鉄鋼業生産(1,000t)

	銑鉄	粗鋼	圧延生産 (半・完成品)	鑄造
1928	11,760	14,368	13,247	2,998
1932	3,932	5,764	5,671	1,020
1933	5,247	7,612	7,382	1,405
1934	8,717	11,916	10,618	2,233
1935	12,846	16,446	12,271	2,707
1936	15,302	19,216	14,379	3,345
1937	15,960	19,849	15,137	3,537
1938	18,045	22,656	16,476	4,030
1939	17,478	22,508	16,232	4,078

(Stat. Hdb. v. D., S. 288, 293)

表(9) ドイツの銑鉄・粗鋼生産の世界に占める割合

	1928年	1936年	1938年
銑鉄	13.3%	16.7%	22.0%
粗鋼	12.9%	15.5%	20.6%

(Stat. Hdb. v. D., S. 292)

達している。それに対して消費財生産は、恐慌期にさほど低下していないものの、1937年にはじめて1928年水準に達したにすぎない。表(7)の軍需生産指数は、ナチス・ドイツの再軍備生産構造をもっと顕著に表現していると思われる。

軍需部門の基幹をなす鉄鋼業の生産をみると、表(8)から、恐慌期にそれぞれの生産は急激に低下しているが、1933年以降増大し、1935~1936年には1928年水準にまで回復し、1938年までは着実に増大している。これを、ドイツの銑鉄・粗鋼生産の世界に占める割合でみると、表(9)の示すように、その上昇は著しく、ドイツの生産構造の著しい高度化を推測させるに難くない。

さらに、非鉄金属生産、なかでも空軍再軍備の中心をなすと思われるアルミニウム生産の動向をみると、表(10)から、1936年以降アルミニウム生産・供給が急速に増大していることが明らかとなる。

表(10) アルミニウム生産(1,000t Metallinhalt)

年	1929	1932	1934	1936	1937	オーストリアを含む 1938	1939
粗アルミニウム生産	33.3	19.3	37.2	97.5	127.6	165.6	199.5
輸入	3.7	-1.7	4.6	3.7	1.3	10.9	4.5
アルミニウム供給	37.0	17.6	41.8	101.2	129.1	176.5	204.0

(* 128.9の誤りであろう。(筆者))(Stat. Hdb. v. D., S. 293.)

また、機械製作業の生産をみると、表(11)が示すように、機械製作全体の生産の増大の中で、1928年と1938年とを比較して、1928年水準をはるかに超えている部門と、低下もしくは比較的变化の小さい部門とに分けられるが、生産財・基幹部門に関連する部門は前者に属し、消費財部門に関連する部門は後者に属していることが明らかとなる。

(四) 以上のような、投資・生産構造の再軍備への重点的構造変化に対応して、労働力の配分においてはどのような変化が生じたであろうか。表(12)から、1933年6月から1938年6月の間の労働者増加数75万人のうち、農業では50万人以上も減少し、繊維・衣料・食糧品等の消費財部門で61万人も減少している。これに対し、建設業では32万6千人、鉄鋼・機械製作の鉄・金属業では実に96万5千人も増加し化学工業も含めると106

表(11) 機械製作業の生産 (1,000t)

	1928年	1933年	1938年		1928年	1933年	1938年
工作機械	127.7	66.5	253.6	鋳造機	5.3	3.8	15.8
木工機械	39.1	10.9	33.7	選鉱・建設機械	228.2	85.0	276.3
機械・精密器具	15.3	4.8	18.2	つり上げ・まき上げ機械	241.9	67.6	210.0
繊維機械	135.6	66.9	92.4	製紙機械	47.4	18.5	35.7
ミシン	51.6	22.2	29.2	紙加工機械	13.6	7.3	16.8
靴・皮工業機械	11.8	7.8	10.1	印刷機	37.0	12.2	23.5
洗濯機	16.7	8.5	7.9	食糧品工業の為の機械	104.6	56.0	85.6
農業機械	293.2	137.0	457.1	器具製造	128.8	73.1	214.2
蒸気機関	78.3	39.3	94.4	事務機械	7.8	5.0	14.4
内燃機関	85.8	39.6	80.1	自動装置	1.5	1.4	2.2
蒸気タービン	15.4	2.4	18.2	巨大自動ばかり	21.5	11.5	23.3
ピストン蒸気機関	21.3	7.6	12.0	検査機械	1.2	0.9	4.0
水タービン	19.7	7.5	10.5	金庫設備	8.9	3.5	10.1
その他原動機	0.2	0.1	1.4	取付装備品・機械部品	172.0	42.0	188.5
圧搾空気工業	87.1	45.0	175.0	伝動装置・ころがり軸受	131.0	24.4	105.2
ポンプ	35.0	14.5	50.8	消防器具	4.3	4.9	16.1
製錬・圧延工場プラント	33.9	52.0	96.4	鉄道安全装置	27.0	22.0	29.0
工業用炉	13.2	10.4	20.7	機械製作全体	2,262.9	985.0	2,732.4

(Stat. Hdb. v. D., S. 295.)

万人以上も増加している。すなわち、生産・投資構造の変化に伴い、労働力は基幹産業・軍需関連部門へ重点的に配置・配分されていたことが、明らかとなる。

以上の統計的考察から、ナチス・ドイツの経済構造は、(一)軍事支出の急速な増大、(二)投資構造の変化—生産財部門への重点的投資、(三)生産構造の変化—生産財部門・基幹産業部門・軍需部門への重点的な生産構造の構造的変化、(四)労働力配分の変化—かかる重要な部門への労働力の重点的配分、として特徴づけることができる。かかる構造変化は、経済的再軍備・戦争準備に向けられたナチス・ドイツの経済的再編成を示している。しかし、かかる統計的考察によっては、かかる経済構造変化のがどのように発展したのか、という変化の仕方・内実が明らかにはならない。本稿の課題はまさにこの変化の内実を解明することにあるが、特に労働力配分の展開に限定される。

第3節 1938年6月以降のナチス労働政策の特徴

第1項 「部分的労務義務制」から「全般的労務義務制」へ

「労働市場への意図としての間接的統制」にもかかわらず、その実態においては、経済的再軍備に必要な専門労働力を確保しえなかったばかりか、「社会的矛盾」を表わすような諸随伴現象が生じていたことは、前稿において詳述した。それは、これまでの労働政策を転換して、一方において、経済的再軍備を遂行するための労働力をさらに強行的に確保するための労働力政策として、他方において、労働大衆をナチス体制に組み込み、イデオロギー的動員をはかるための労働者政策として結実させる社会史的諸条件でもあった。かかる社会史的諸条件が発酵している最中、1938年5月28日、ヒットラー (Adolf Hitler) は、秋までにチェコスロヴァキアを軍事行動で征すべしという、という決断を下し、また、それに対するフランスの軍事援助を阻止し、かつ戦争に重要な産業を防衛する為に、「西部要塞」(Westwall) の強制的建設を命じた。この「西部要塞」建設のための労働力確保を直接の契機として、ついに1938年6月22日、四カ年計画総監 H. ゲーリング

注(2) Adolf Hitler, *Reden und Proklamationen 1932-1945, kommentiert von einem deutschen Zeitgenossen*, hrsg. v. Max Domarus, Würzburg/Neustadt 1932, Bd. 1, S. 868. また T. メイソンのドキュメント解説も参照されたい (ZwT. vor Dok. 110, in: *Arbeiterklasse und Volksgemeinschaft*, hrsg. v. Timothy W. Mason, Opladen 1975, S. 666.)

表(12) 1933.6.16と1938.6.25における労働者の配分(単位・1000人)

	1933.6		1938.6		変化(+/-)	
	全体	女性	全体	女性	全体	女性
農業(林業除くすべて)	2,494	860	1,981	735	-513	-131
鋳業(すべての部門)	756	10	713	10	-43	
石と粘土	587	70	632	84	+45	+14
鉄鋼	1,314	134	1,533	200	+219	+66
機械製作	1,561	172	2,307	319	+746	+147
化学	353	88	453	123	+100	+35
繊維	1,054	575	1,026	558	-58	-17
衣料品	976	564	675	430	-301	-134
紙	241	83	247	94	+6	+11
印刷業etc.	258	62	274	101	+16	+39
木材	689	51	623	62	-66	+11
食糧・ぜいたく品	1,207	326	953	311	-254	-15
建設業	1,745	31	2,071	40	+326	+9
水・ガス・電気	188	12	195	14	+7	+2
工業と手工業	11,221	2,248	11,834	2,418	+613	+170
交通	983	49	975	63	-8	+14
商業(全部門)	2,686	1,115	2,494	1,145	-192	+30
公務	725	332	1,226	387	+601	+55
衛生・社会事業	595	341	494	283	-101	-58
娯楽	124	34	84	27	-40	-7
家事	1,280	1,260	1,438	1,426	+158	+166
失業			292	95		
全体	20,247	6,257	21,001	6,622	+754	+365

(Mason: *Anfang Dok. Id.*, S. 1247.)

(Hermann Göring) は、1936年10月18日四カ年計画施行令に基づき、「特別に国策上重要な課題のための労働力需要確保令」(“Verordnung zur Sicherstellung des Kräftebedarfs für Aufgaben von besonderer staat-

spolitischer Bedeutung vom 22. Juni 1938⁽³⁾)

を告示した。

本命令の主旨は、前文が示すように、「国策上の理由から実施延期が許されない特に重要な課題」に必要な労働力を適時供給するために、「他の職場に従事している労働力をも一時的に」配置転換させるところにある。具体的には、「ドイツ国民は、職業紹介・失業保険帝国局長官によって、一定期間、割当てられた労働場所で、労務(Dienst)に服し、あるいは、特定の職業訓練を受けることが義務づけられる。」(第1条)と規定されている。

ナチス労働配置政策史を画期づける点は、まず第一に労働義務が労働配置政策の中心におかれたこと、第二に労働義務の対象が全ドイツ国民になったこと、第三に労働義務以外に職業訓練にも服すべきことが規定されたこと、以上の諸点にあると考えられる。このことから、かかる労働配置政策を「労働義務制」と特徴づけることができよう。しかし、その際、その適用期間が一定期間に限定されていたこと、外国人労働者の如きドイツ国民に属さぬ者は対象外にはずされたこと、を考慮すると、この時期の労働力需要確保令による労働配置政策は、D・ベツツィーナの示したように部分的労働義務制として意義づけられると思われる。

かかる「部分的労働義務制」成立において、1938年7月22日付、四カ年計画「労働配置」部の州労働庁宛⁽⁶⁾告示も示すように、「西部要塞」建設を他の国策上重要な課題よりも緊急の課題とし、そのために必要な労働

注(3) in: *Reichsgesetzblatt (RGBl.)* (1938) I, S. 652.

(4) Dietmar Petzina, *Autarkiepolitik im Dritten Reich*, Stuttgart 1968, S. 204; ders, "Mobilisierung deutscher Arbeitskräfte vor und während des II. Weltkrieges", in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 18. Jg., 1970, S. 448.

(5) その他、本労働力需要確保令に付随する諸規定として、(1)労働局が労働義務を言い渡すこと(「施行指令」第6条“Anordnung zur Durchführung der Verordnung zur Sicherstellung des Kräftebedarfs für Aufgaben von besonderer staatspolitischer Bedeutung vom 29. Juni 1938”, in: *Deutscher Reichsanzeiger und Preussischer Staatsanzeiger*, Nr. 149 vom 30. Juni 1938 (Mason: *Dok. 111*, S. 670-674)), (2)労働者が労働義務に服する場合、義務者と企業家との間で個別的に労働義務関係が締結されること(「施行指令」第2条), (3)それゆえ労働義務者は、労働義務の開始と共にこれまでの就業関係から解除されること(「命令」第3条, 「施行指令」第8・9条), (4)これまでより経済的に劣悪にならぬよう労働義務者を配置すべきこと(「施行指令」第3条第2項), 交通費は労働局ならびに当該企業が支給すること等をあげておこう。

(6) "Erlaß der Geschäftsgruppe Arbeitseinsatz beim Beauftragten für den Vierjahresplan an die Präsidenten der Landesarbeitsämter vom 22. Juli 1938", in: *Bundesarchiv (BA) Koblenz*, R 22, Gr. 5, Bd. 91 (Mason: *Dok. 112*, S. 674-675).

働力を確保するということが、直接的契機になっていた。しかしそれは、労働者(全ドイツ国民)に対する労働義務を媒介として、「西部要塞」建設のみならず、国策上重要な課題に必要な労働力を強制的に配置するというきわめて一般的かつ強制的な性格をもつものであり、それによって、強制的かつ計画的な労働配置により専門労働者不足問題を解決する制度的可能性を与えるものであった。しかも、いかなる部門が緊急に重要であり、労働義務者が義務づけられるべきかについては、四カ年計画総監が決定しうる点⁽⁷⁾は、注目に値しよう。

こうした新しい労働配置政策は、本節第2項で後述する新しい賃金政策とセットになって、1936年11月段階における「労働市場への意図としての間接的統制」に対して、「労働市場への意図としての直接的統制」として、ナチス労働政策史上、画期的なものになったのである。

労働配置政策の実態については、第4節で詳述するが、その実態との関連で、労働配置政策の政策内容は、さらに変化することになる。それが、1939年2月13日に四カ年計画総監H・ゲーリングによって告示された「特別に国策上重要な課題のための労働力需要確保令」(“Verordnung zur Sicherstellung des Kräftebedarfs für Aufgaben von besonderer staatspolitischer Bedeutung vom 13. Februar 1939”⁽⁸⁾)である。本命令の主要目標は、「特別に国策上重要な、延期が許されない課題の遂行」のために、「帝国領内の住民を動員し、かつ労働場所への拘束をますます強固にする可能性」(前文)を確保することにある。すなわち、命令は大別して2つの方策から成る。つまり第一は「労働義務」であり、第二は「職場移動の制限」である。

まず労働義務における特徴としては、第一に、「帝国領内の住民」(第1条第1項)が労働を義務づけられたことがあげられる。すなわち、外国人・ドイツ人を問わず「帝国領内の住民」であればすべて、対象になり得るということである。第二に、これまでは個別に労働義務者が労働を義務づけられたのに対し、「私・公企業ならびに行政」(第1条第1項)が一括して労働義務の対象になったということである。第三に、期限付労働義務(第2条第1項)に加えて、無期限の労働義務

も認められたこと(第2条第2項)があげられる。さらに第四に、3ヶ月以上家族と別居せざるをえない場合、労働義務者は家族援助を受けることが可能となり、またそれとは別に経済状態の困苦によっては援助を受ける可能性が与えられたということ(第5条第1・2項)があげられる。

次に、職場移動の制限における特徴を概観すると、労働義務とは異なる場合でも、労働者の雇入れ(第7条第2項)ならびに解雇(第7条第1項)は、労働局の許可を必要とすることが規定されている。特に、解雇許可義務制は、労働配置政策史上、画期的なものである。国家指導部は、かかる雇入れ・解雇許可義務制によって、ヨリ包括的な職場移動制限をはかると同時に、この職場移動制限を労働義務制と結合させて、ヨリ強制的な労働配置を遂行しようとしたのである。

以上の如き特徴から、先の「部分的労働義務制」に対し、本労働力需要確保令を「全般的労働義務制」として特徴づけることが許されよう。1938年6月以降のナチス労働配置政策の政策内容の史的展開において、本令は部分的労働義務制から全般的労働義務制への転換をなすものであるとはいえ、ナチス労働配置政策全体の史的展開においては、「労働市場への意図としての直接的統制」という枠組みの中の一つの転回点をなすにすぎない。それでも、一方で、1936年秋以降の鉄・金属業、建設業部門における専門労働者の職場移動制限、他方で、全く新しい方策としての労働義務制、として展開されたナチス労働配置政策が、ここに「全般的労働義務制」として統合されたことの意味は看過されてはなるまい。

第2項 「賃金構成令」

前稿で述べたように、ナチス賃金決定機構は、一方での労働管理官による賃率規制、他方で個別資本による賃金収入規制、として特徴づけられた。1936年秋の労働政策の転換によって、賃金政策そのものにおける変化はなく、労働配置政策によって、賃金収入の無計画的上昇をおさえるという方策が選択されたのである。専門労働力不足→賃金収入の無計画的上昇→労働者の態度の変化、という一連の現象が進行する中で、1938年6月25日にはじめて、賃金政策の画期的転回をなすと思われる方策が告示されるに至った。これが、「賃

注(7) *Ibid.*, S. 674.

(8) in: *RGBl* (1939) I, S. 206.

金構成令」(“Vorordnung über die Lohngestaltung vom 25. Juni 1938”⁽⁹⁾)である。

この「賃金構成令」の主旨は、国防ならびに四カ年計画施行を最高目的とし、この最高目的を阻害する要因である賃金・労働条件の上昇・改善を抑え、その「不変性」(“Stetigkeit”)を確保すること(前文)にある。その第一の特徴は、ライヒ・特別労働管理官に「賃金・労働条件を監視し」、「最高・最低賃金を拘束力をもって確定する」(第1条)権限を附与し、それによって、賃率規制に制限されていた労働管理官の権限を拡大させ、従来の賃金決定機構を転換させたことにある。すなわち、これによって、服部英太郎氏が特徴づけた如く、「ひろく社会政策・賃銀統制の歴史において画期的な最高賃銀の権力的確定の制度的可能性⁽¹⁰⁾」が与えられたのである。第二にライヒ・特別管理官の処置に違反またはそれを回避する者は、「禁固および無制限の罰金またはそのいずれか」(第2条)に処せられると規定され、賃金政策において、労働法上の規制に加えて、刑法上の規制が導入されたことである。この点は、本令の意図が、賃金上昇を抑えると同時に、その連鎖現象としての労働者のモラル・規律の低下に対処するところにもあったことを如実に示している。服部氏は、「賃金構成令」のこの特質を看過している。

以上の如き特質をもつ「賃金構成令」は、これまで労働配置政策に組込まれていた賃金政策を独自の賃金政策として自立化させた。と同時に、単に、服部氏のような「賃銀統制の歴史的転回」⁽¹¹⁾をはかるばかりでなく、前述した(部分的)労務義務制と一体となって、労働者・国民を経済的再軍備・戦争準備に動員し、最高賃金統制による賃金統制を強行し、経済的再軍備の円滑なる遂行をはかる、労働政策の一環として制度化されたのである。その意味において、「賃金構成令」は、「部分的労務義務制」と共に、「労働市場への意図としての直接的統制」という特質をもつことになったのである。

注(9) in: *RGBL*. (1938) I, S. 691.

(10) 服部英太郎『賃銀政策論の史的展開』著作集III, 295頁。

(11) 服部, 前掲書, 293頁。

(12) “Auszug aus den Monatsberichten der Wehrwirtschaftsinspektionen für den Monat Juli 1938”, in: *BA/Militärarchiv Freiburg, WiIF 5, Bd. 12/5 (Mason: Dok. 145, S. 839-844)*.

(13) “Erlaß des Reichswirtschaftsministers an die Wehrwirtschaftlichen Abteilung vom 1. November 1933”, in: *Geheimes Preußisches Staatsarchiv (GPSA) (Berlin)*, Rep. 316, Bd. 235/2 (Mason: Dok. 118; S. 691-692).

(14) “Reden Görings in der ersten Sitzung des Reichsverteidigungsrats am 18. November 1938”, in: *Mason: Dok. 152, S. 908-933*.

第4節 1938年6月以降の労働政策の実態とその成果

第1項 軍需部門における労働配置状況

まず、再軍備に直接関係する部門における労働配置状況の実態を吟味することによって、「部分的労務義務制」がいかなる労働政策上の成果をもたらしたかをみることにする。資料としてまず、1938年7月の国防経済検査月報(Monatsberichten der Wehrwirtschaftsinspektionen)⁽¹²⁾を概観すると、(1)「西部要塞」建設への建設労働者吸収によって、民間建設がほとんど停止状態となり、さらに国防経済的に重要な建設が遅れている(国防経済検査VI)。(2)軍需工場においても労働力需要は充足されていない(XIII)。(3)専門労働者の職場移動・流出が進行しており(VII)、専門労働者不足のため、9~10時間に労働時間が延長され(VII)、誘惑賃金によって労働力引抜きが行なわれているという(XI)。(4)補助労働者の速成教育が、彼らの無能力・意欲のなさ故に非常に困難であり(XIII)、さらに労働意欲の低下、特に青年における低下(X)が著しいということも明らかとなる。

次に、1938年11月1日付の国防経済局(Wehrwirtschaftliche Abteilung)宛の経済大臣告示⁽¹³⁾によると、(1)「戦争ならびに生活に重要な経営(KL-Betrieb)」から、部分的労務義務制によってかなりの労働力が引抜かれ、KL経営の動員準備が損われているという。(2)経済大臣は、四カ年計画総監によって重要とみなされた企業あるいはその企業の生産の基礎となる企業からは、労務義務制によって労働力が引抜かれまいように要請している。

さらに、1938年11月18日の帝国防衛評議会(Reichsverteidigungsrat)⁽¹⁴⁾第一回大会においてH・ゲーリングは、「全体主義的軍備増強」のため(1)人間問題、(2)原料・材料問題、(3)生産問題、(4)財政問題をとり上げ、人間

問題に関して、(1)直接的な国防軍補充、(2)軍需部門への労働配置、の重要性を指摘し、国民目録(Volkskartei)の導入、労働局の活動、労働局・DAF・国防軍相互の協力を要請し、同時にあらゆる形態でのあらゆる労働力の利用を強調している。

このように、部分的労働義務制導入によって、KL経営・四カ年計画関連企業という重要な部門からさえ、専門労働力が引抜かれ、労働力不足状態にさらに拍車をかけた形となり、国策上・経済政策上重要な部門内部での労働力移動をももたらすに至っている。ゲーリングが11月の時点で労働局の活動ばかりかDAFの協力を要請したことは、事態の深刻さを物語っている。

第2項 鉄・金属業ならびに建設業における労働配置状況

次に、部門別の労働配置状況の実態を概観する。資料としては、ライヒ労働管理官の1938年第3四半期、第4四半期、1939年第1四半期の社会報告書(Sozialberichten)⁽¹⁵⁾を利用する。

(一)鉄・金属業

鉄・金属業部門は、全産業部門の中でも労働力流入・吸収の大きい部門であるため、他部門への労働力流出は問題になっていない。それにもかかわらず、専門労働力不足が切迫していることが指摘されている(1939年第1四半期の報告)。鉄・金属業内部では、部門内賃金格差が著しく、特に造船業労働者の賃金は、軍需企業労働者のそれに比し著しく低く、問題となっている。また、労働管理官の賃金規制に対して、特別手当等による逃げ道が盛んに利用されているという(1938年第3・4四半期)。ザールランドのある製鉄所で1万5千RMの破損があり、労働者側は、10時間労働による疲労が原因だとしたのに対し、企業側は、責任は労働者にあるとして無制限の解雇を行なった、すると労働者は喜んで解雇を受入れ、「西部要塞」建設に新しい職場を見込んでいる、という例(1939年第1四半期)は、労働者の疲労徴候を示していると同時に、労働力不足の実態をも呈示する興味ある一例である。

(二)建設業

先述の国防経済検査月報でも示されたところである

が、建設業においては、「西部要塞」建設等の重要な部門への労働義務制による建設労働者引抜きによって、多くの建設現象が中断されている。また、「西部要塞」建設へのセメントの重点的供給によってセメントが不足し、それによって建設業で多くの労働者が解雇されているが、それでも労働配置の緊迫状態は少しも緩和されないのみならず、刑務所囚人の就業さえ行なわれ、週末帰郷禁止も提案されるに至ったという(以上、1938年第3四半期)。1939年第1四半期の報告では、最高賃金の固定化が進行し、部門内・部門間の労働力流動は若干緩和されているという指摘があるが、他方で、特別手当が増大し、遠隔地手当・週末帰郷が民間建設にも拡大してきているという。また、「西部要塞」建設における労働時間延長・調整金導入が賃金格差を激化させている(1938年第4四半期)。建設業の賃金は高く、これによって建設材料業からの労働力流入が続いており、例えばあるレンガ業では、1938年1月1日から11月30日の間に100人中80人が職場を去っているという。それに対応して、建設材料業でも賃金が上昇し、例えばレンガ100個当り賃金は1935年に11.40RMであったのが、1938年には15.06RMにまで上昇している(1938年第4四半期)。建設業・建設材料業間の賃金格差→労働力移動→建設材料業での賃金上昇という連鎖現象が確認できよう。さらに、労働規律は著しく低下し、能率が低下している、特に青年労働者において著しいという(1938年第3・4四半期)。例えば、就業者数520人のある企業で1938年前期に120人が、このために解雇されたという。

このように、国策上・経済政策上重要とみなされ、専門労働力の重点的供給が志向されていた鉄・金属業、建設業両部門において、国策上・経済政策上の課題に対応する専門労働力確保されなかったばかりか、労働力不足事態は、労働力移動—賃金収入・特別手当等の上昇をももたらし、さらには労働能率・労働意欲・労働規律を低下させていることが確認できる。

第3項 鉱業における労働配置状況

次に、鉱業部門における労働配置状況を概観しよう。

注(15) ①“Auszug aus den Sozialberichten der Reichstreuhand der Arbeit(R. Trh.) für das 3. Vierteljahr 1938”, in : BA Koblenz, R 43 II, Bd. 528 (Mason : Dok. 147); ②“Auszug aus den Sozialberichten der R. Trh. für das 4. Vierteljahr 1938,” in : BA Koblenz, R 43II, Bd. 528 (Mason : Dok. 150). ③“Auszug aus den sozialpolitischen Berichten der R. Trh. für das 1. Vierteljahr 1939”, in : BA Koblenz, R 43II, Bd. 528 (Mason : Dok. 156).

この部門については、1938年6月以降の実態を示す資料が若干あるので、その実態と、それに対する対応策とをより詳細に吟味することにする。前稿では紙面の都合上、鉱業部門の実態については割愛せざるをえなかったもので、紙面の許す限りその実態を整理し、しかる後に1938年6月以降の実態を概観することにした。

(一)1938年6月以前の実態

1936年秋の「四カ年計画」施行指令ならびに労働配置政策による労働力確保は、鉄・金属業ならびに建設業労働者に限られ、鉱業部門には適用されなかったことは前稿で示した。また表(16)が示すように、鉱業部門の労働力人口は1933年から1938年の間に4万3千人も減少しており、労働力流出が激しかったことが推測される。しかも鉱業部門は、エネルギー・原料供給源として重要である。かかる鉱業部門の1938年6月までの労働配置状況の実態を、ライヒ労働管理官の報告をもとに整理すると以下の如くなる。

(1)鉱業部門は低賃金であり、かつ保険金、DAF等への賃金控除分がきわめて高く、労働条件が劣悪であった。(2)石炭等の需要に対する鉱山労働者不足が進行し、それによって、労働時間が延長され、労働が強化された。(3)鉱山労働者の企業間移動ならびに部門外流出が進行した。(4)労働災害・病人数が増大し、同時に労働能率が著しく低下している⁽¹⁷⁾。(5)かかる事態において、鉱山労働者は、ある場合には物的改善要求、ある場合には恣意的な休暇交替、他の職場への移動、という形で、積極的・消極的な抵抗を行なっている。

(二)1938年6月以降の実態

そこで、1938年第3・第4四半期、1939年第1四半期のライヒ労働管理官の社会報告から、本稿の対象とする時期における鉱業の労働配置状況を概観すると以

下の如くなる。(1)石炭採掘の能率に比し、鉱山労働者の賃金収入の上昇の方が大きい(1938年第3四半期)。(2)マンスフェルト鉱山では、特にH・ゲーリング帝国工業所への労働力流出があり、代用者が労働局によって仲介されておらず、それでもそれ以上の流出は労働管理官の規制によって一応阻止されつつあるという(1938年第4四半期)。(3)しかし、まだ労働能力のある鉱山廃疾者を充用せざるえぬくらいであり(1938年第3四半期)、健康状態はかなりひどく、例えば労働不能の被保険者数は1936~1938年に年平均16%、ルール地区で41%も上昇している(1938年第4四半期)。(4)労働能率の低下、労働規律の低下に関する不平が続出し、特に“Bummelschichten”が現われている(1938年第3・第4四半期)。また、規律向上のために「賃金構成令」の適用の必要性が指摘されている(1938年第3四半期)。

(三)国家指導部の対応策とその成果

こうした事態の中で、1939年3月2日、四カ年計画総監H・ゲーリングは、「鉱業における採掘能率ならびに能率賃金引上げ令」(“Verordnung zur Erhöhung der Förderleistung und des Leistungslohnes im Bergbau vom 2. März 1939”⁽¹⁸⁾)を告示した。本令の主旨は、「ドイツ民族の国防強化と四カ年計画遂行のために」「鉱業における採掘能率」(前文)を増大させることにある。具体的には、抗内夫の交代労働時間を45分延長して8時間45分とし、この超過分に25%の超過手当を支給し(第1条第1項)、出来高払い労働の最低額を引上げ、基本出来高を超える分については200%の手当を支給する(第1条第2項)。さらに、抗内夫の労働時間は企業の必要に応じて、8時間45分をさらに延長することが可能で、その場合には25%の超過手当を保証する(第2条第1項)というものである。すなわ

注(16) 前稿の注(30)の資料を参照されたい。

(17) 労働能率については、例えば、ゲルゼンキルヒェン鉱山において、1932/33年に鉱夫全体の一人当たり一日平均採掘量は1,956kgであったのが、1935/36年に1,940kgとわずかにしか低下していない。それに対し、1936年10月に1,895kgだったのが、1937年10月には1,769kgにまで低下している。また、抗内夫のそれは、1932/33年に2,300kgだったのが、1935/36年に2,235kgとわずかにしか低下していないのに対し、1936年10月から一年間に2,138kgから1,985kgへと大幅に低下している(“Förderanteil je verfahrenene Schicht bei der Gelsenkirchener Bergwerks-AG, 1931-1937: Anlage zum Schreiben von Knepper an Schlattmann vom 20. 11. 1937”, in: *GPSA Berlin*, Rep. 316, Bd. 118 (Mason: *Dok.* 86, S. 572).)。かかる能率低下の最も重要な原因として、ゲルゼンキルヒェン鉱山(株)理事長は、(1)労働者不足のため、ますます不適切な鉱山労働者を雇用せざるをえないこと、(2)労働と食糧状態との不均衡の結果としての健康の悪化、(3)鉱山労働者の側での恣意的な休暇交替の増大ならびに鉱山間の移動、をあげている(“Schreibendes Vorsitzenden des Vorstandes der Gelsenkirchener Bergwerks-AG an Herrn Oberbergmann Schlattmann vom 16. November 1937”, in: *GPSA Berlin*, Rep. 316, Bd. 118 (Mason, *Dok.* 85, S. 568-569).)。

(18) in: *RGBl.* (1939) I, S. 482.

ち、採掘能率・量双方の増大のために、労働時間延長と超過手当支給という方策が導入されることになったのである。

さらに同年5月9日には、ライヒ労働大臣は州労働庁に対し、建設業に就業する鉱山労働者を鉱業に帰還させるという労働義務令による告示(1939年4月22日)を、農業以外の全部門に拡大することを告示した。⁽¹⁹⁾鉄・金属業、建設業、化学工業という経済的再軍備にヨリ直接的に関連のある産業部門に鉱山労働者が流出していたという事態の中で、経済的再軍備を推進させるために必要なエネルギー・原料供給源確保のために、鉱山労働者を再導入

するという方策は、結果として、先の産業部門の労働力不足に拍車をかけることになろう。ライヒ労働省は、同年6月初の覚書の中で、一方において石炭消費の削減を提案しつつ、他方において今あげた他の経済部門からの鉱山労働者の再導入以外に、(1)外国人労働者の導入、(2)労働奉仕団・国防軍解除による鉱山労働者の再導入、というヨリ強力な労働配置の方策を要請している。それに対し、同年6月19日に開かれたライヒ経済省内での協議会においては、石炭配分問題が論議されると同時に、(1)労働時間延長・超過手当支給という方策に対し批判が加えられ、(2)鉱山労働者の他部門からの再導入に対しても疑念がもたれた。ここでは、(1)労働奉仕団・国防軍解除、(2)外国人労働者の導入、という方策が要請されている。

表(13) 地域別一日当り石炭採掘量(単位1,000t)

	ルール	アーヘン	ザール	オーバーシュレージェン	ニーダーシュレージェン
1938.1	440.2	26.7	46.7	87.2	18.5
1938.2	432.8	27.1	48.6	87.4	18.5
1938.3	421.5	26.0	47.3	85.8	18.3
1939.3	419.4	24.2	49.3	95.2	17.7
1939.4	434.6	24.7	50.0	93.6	18.2
1939.5	436.1	25.2	52.6	96.9	18.6

(“Vermerk, ohne Datum und Briefkopf (wahrscheinlich aus dem Reichs- und Preupischen Wirtschaftsministerium, Anfang Jun: 1939),” in: *BA Koblenz*, R41, Bd 174; Mason: *Dok. 89* S. 582.)

注(19)、“Erlaß des Reichsarbeitsministers an die Landesarbeitsämter u. a. vom 9. Mai 1939”, in: *BA Koblenz*, R 41, Bd. 242 (Mason: *Dok. 125*, S. 732).

(20) “Vermerk, ohne Datum und Briefkopf (wahrscheinlich aus dem Reichs- und Preußischen Arbeitsministerium, Anfang Juni 1939)”, in: *BA Koblenz*, R 41, Bd. 174 (Mason: *Dok. 89*, S. 585-587).

(21) “Vermerk, ohne Datum und Briefkopf (wahrscheinlich aus dem Reichs- und Preußischen Wirtschaftsministerium), über eine Besprechung am 19. Juni 1939”, in: *BA Koblenz*, R 41, Bd. 174 (Mason: *Dok. 91*, S. 591-595).

表(14) ルール地区週平均一日当り石炭採掘量(単位1,000t)

1938年		1939年		1939年	
1/2~1/8	429.3	1/1~1/7	409.2	4/2~4/8	424.4
1/9~1/15	443.7	1/8~1/14	430.9	4/9~4/15	424.6
1/16~1/22	439.6	1/15~1/21	427.9	4/16~4/22	438.4
1/23~1/29	442.2	1/22~1/28	425.0	4/23~4/29	447.8
				4/30~5/6	429.0
		3/5~3/11	419.5	5/7~5/13	440.2
		3/12~3/18	419.4	5/14~5/20	444.8
		3/19~3/25	424.9	5/21~5/27	431.9
		3/26~4/1	421.0	5/28~6/3	424.0
				6/3~6/10	423.1

(Mason: *Dok. 89*, S. 532.)

このように、国家指導部によって志向された・鉱業部門における労働力不足解決の方策は、(1)労働時間延長・超過手当支給、(2)他の産業部門からの鉱山労働者の再導入、(3)労働奉仕団・国防軍解除、(4)外国人労働者の導入、であった。しかも、かかる方策をめぐって、四カ年計画総監、労働省、経済省によって見解が異なっている様は、国家指導部内における対立の深さを推測させると同時に、鉱山労働者不足のもたらす問題がいかに大きかったかを如実に示しているといえよう。

そこで、これら諸方策の成果をみてみよう。1938年4月1日に先の命令が発効され、公式の労働時間が9%延長されることになったが、表(14)から、1939年3月~5月に、石炭採掘量はザールで6%、ニーダーシュレージェンで5%、ルール、アーヘンで約4%、オーバーシュレージェンで2%しか上昇していない。また表(14)から、1938年1月と1939年1月とを比較すると、採掘量はかなり低下している。1939年4月2日以降は採掘量は増大し、1939年1月水準にまで達したものの、1939年5月中旬以降は再び下降している。かように、労働時間延長・超過手当支給による採掘量・能率双方の増大は、効果はなかったといえよう。

次に、他の産業部門からの鉱山労働者の再導入ならびに外国人労働者の導入という方策

表(15) 賃金収入指数

	時給							週給						
				男子		女子					男子		女子	
	全工業	生産財	消費財	熟練・半	不熟練	熟練・半	不熟練	全工業	生産財	消費財	熟練・半	不熟練	熟練・半	不熟練
1935.12	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1936.3	100.4	100.4	100.5	100.4	100.3	100.7	100.3	99.9	99.4	102.1	99.9	99.7	102.6	98.6
6	100.8	100.9	100.4	101.0	100.4	100.5	100.2	102.0	101.7	103.4	102.1	101.9	102.1	99.6
9	101.3	101.4	100.9	101.5	100.6	101.1	100.9	103.1	102.7	105.2	103.2	102.6	104.6	99.9
12	101.7	101.9	100.8	102.0	101.1	101.2	101.7	105.0	104.5	106.5	105.6	102.9	107.0	103.9
1937.3	102.4	102.6	101.6	102.6	101.5	102.3	102.3	104.7	104.3	106.1	105.2	102.6	106.4	103.1
6	102.5	102.7	101.3	102.9	101.5	101.8	101.5	105.4	105.1	106.3	105.8	104.5	105.0	101.7
9	103.5	103.8	101.8	104.0	102.6	102.1	102.8	106.3	105.9	108.2	106.5	105.9	106.6	102.7
12	104.3	104.8	101.7	104.9	103.3	101.7	103.9	108.1	107.6	110.6	108.9	105.2	109.4	105.9
1938.3	104.7	105.1	102.7	105.5	103.6	102.5	104.3	107.8	107.3	110.2	108.9	105.5	108.7	103.8
6	105.3	105.9	103.3	106.1	104.9	103.1	104.3	108.2	107.7	110.6	109.1	106.7	107.7	103.5
9	107.7	108.2	105.1	108.4	107.2	105.1	106.9	113.5	112.9	116.4	114.3	113.3	114.2	107.4
12	109.0	109.5	106.2	109.8	107.8	106.0	108.8	115.2	114.4	119.8	116.5	111.9	118.2	111.5
1939.3	109.3	109.7	106.9	110.0	108.1	107.0	109.1	113.9	113.1	118.6	115.3	110.6	116.7	109.2
6	110.9	111.3	108.3	111.7	109.9	108.2	110.2	117.4	116.8	120.7	118.8	116.4	116.9	109.6
9	108.5	108.6	107.2	109.4	106.6	107.3	109.8	113.4	113.4	112.7	115.1	112.0	107.1	106.5
12	110.5	110.7	108.5	111.0	109.6	108.5	110.0	116.9	117.1	114.2	118.7	116.5	108.6	107.2

(Gerhard Bry, *Wages in Germany 1871-1945*, Princeton 1960, p. 242-3.)

の成果を概観してみるならば、1939年6月初のライヒ労働省の覚書の示すところでは、鉱山労働者不足数30,853人に対し、前者の方策でわずかに2,833人、後者の方策では、ポーランド難民810人、保護領・スロヴァキアから1,272人、合計4,915人(15.9%)しか充足されていない。ましてや、国防軍・労働奉仕団の縮小をもたらすことになる方策が着手される可能性は、先の帝国防衛評議会でのH・ゲーリングの演説が示すように、ほとんどありえなかった。

第4項 賃金水準の動向

前稿で利用した帝国統計局の報告書は、1938年第3四半期以降は現存しないので、ここでは、G・ブライ(Gerhard Bry)による賃金収入統計、ならびに前稿で掲載した時間賃金収入表を利用して、1938年6月以降の賃金収入の動向を概観しよう。

まず表(15)をみると、1938年6月～1939年6月の一年

間で工業平均時間賃金収入指数は5.6ポイント(P)上昇したのに対し、1937年6月～1938年5月の一年間では2.8Pしか上昇していない。生産財・消費財部門についても同様で、1938年6月以前の一年間に前者で3.2P、後者で2.0P上昇したのに対し、1938年6月以降の一年間には前者5.4P、後者5.0Pも上昇している。週賃金収入においては、1938年6月以前の一年間に、工業平均で2.8P、生産財で2.6P、消費財で4.3P上昇しているのに対し、1938年6月以降の一年間には、それぞれ、9.2P、9.1P、10.1Pも上昇しており、時間・週賃金収入共に、「賃金構成令」告示後の方が上昇率が高いということが確認できる。

賃金構成令の適用された鉄・金属業、建設業の賃金収入の動向をみると、鉄・金属業平均の時間賃金収入は、1936年12月～1937年12月に4.2Rpf. 上昇し、1937年12月～1938年12月には、3.1Rpf. 上昇しており、また建設業のそれは、前者の時期に1.2Rpf.、後者

注(22) "Vermerk, ohne Datum und Briefkopf (wahrscheinlich aus dem Reichs-und Preußischen Arbeitsministerium, Anfang Juni 1939)", in: *BA Koblenz*, R 41, Bd. 174 (Mason: *Loh. 90*, S. 588).

(23) 消費財部門労働者の週賃金収入の上昇率が大きいが、これは、特に生産財部門労働者の増加する賃金収入が消費市場に流れ、消費財生産の増大をうながしたが、一方ではそれに対応する労働者が存在せず、そればかりか消費財部門労働者数が減少していたため、労働時間が延長されたことによるものと考えられる。

の時期には3.1Rpf. 上昇している⁽²⁴⁾。鉄・金属業においては、後者の時期には上昇幅は若干減少しているが、いずれにせよ、最高賃金規制という本来の目標が効果をあげているとは思われない。

第5項 ナチス労働政策の実態、その一般的考察

以上の分析をふまえ、またライヒ労働管理官の社会報告書の一般的考察の部分⁽²⁵⁾を利用して、ナチス労働政策の実態を要約しよう。

(1)「部分的労務義務制」導入による「西部要塞」建設は、他の国策上・経済政策上重要な課題における労働力不足に拍車をかけ、かかる重要な部門内部での労働力移動をひきおこした。

(2)鉄・金属業においては、労働力流出は一般的には問題となっていないものの、需要増大に対する専門労働力不足事態は進行している。建設業においては、先の「西部要塞」建設によって、その専門労働力不足はきわめて深刻なものとなり、また、建設材料業からの労働力引抜きが建設材料の不足をもたらし、重要な建設作業を停滞させている。鉱業では低賃金・劣悪労働条件によって、労働力流出はきわめて激しく、労働規律は低下する一方であった。

(3)注文増大と現存労働力不足とのギャップをうめるための個別資本の方策は、(1)労働時間の積極的延長、(2)高賃金収入諸手当の保証であった。(1)については、週賃金収入の増大の大きさ、また週58~65時間労働が例外ではなくなっているという1938年第3四半期のライヒ労働管理官の報告、鉱業部門での公式の労働時間延長をあげるにとどめておこう。(2)については、社会手当、能率手当、クリスマス手当、児童・婦人手当、婚姻手当、休暇率引上げ、歯の治療の無料化、家族のための無料ないし低価な昼食保証、職業学校・DAF講習会の無料化、スポーツ共同体の練習時間の労働時間化、規則的な週末帰郷の保証、があげられる。こうした諸手当あるいは賃上げによって他企業・他部門から労働者を引抜くことは、法的には禁止されているにもかかわらず、国家機関の「外で」(1939年第1四半期)労働者が募集され、労働力引抜きが進行しているのである。かかる方策を推進する企業家は「非社会的」企業

家と名づけられている。また、高賃金・諸手当を支払いうる企業と支払いえぬ企業との格差増大が、企業間・部門間労働移動を激化させていることも看過されてはなるまい。

表(16) 労働災害

年	労働災害(1,000人)	指数	補償額指数
1932	827.0	100	100
1933	929.6	112	92
1934	1,173.6	142	96
1935	1,354.3	164	101
1936	1,527.3	185	104
1937	1,789.2	216	111
1938			
1939	* 2,253.0		

(Kuczynski, *op. cit.*, S. 184, 186. * in: Richard Grunberger, *A Social History of the Third Reich*, London 1971, p. 247.)

(4)労働時間延長、夜間労働、労働強化によって実際の病人数は、表(9)の示すように増加している。職業病も、1933年に7,000人だったのが、1939年には23,000人に増加したし、被保険者1,000人に占める事故・職業病数は、1932年に39だったのが、1937年には66に増加した⁽²⁶⁾。しかし、そればかりではなく、ライヒ労働管理官報告が示すように、根拠のない仮病による病人数は、年々増加し、労働者によって、職場移動の手段として広汎に利用されていたようである。

(5)労働規律・モラルの低下では相変わらず存続している。無断欠勤が広汎に現われ、鉱業での“Bummel-schichten”の増加はもちろん、化学工業でさえ増加しつつあるという。婦人の就業は不規則であり、鉄・金属業のある企業では、土曜日の婦人労働者の欠勤が多いので、土曜日の操業はやめている。反抗的態度は労働者流出を避けるために耐え忍ばれてもいるし、公然たる反抗に至る場合もある。

第5節 結論的考察

ナチ国家指導部は、すでに1933年4月4日に、再軍備の本格的な推進と、再軍備を財政統制から解除する

注(24) 前稿の表(3)参照。

(25) 注(9)-①; Mason: *Dok. 147*, S. 847-848; *Dok. 136*, S. 787-791. 注(9)-②; Mason: *Dok. 150*, S. 860-864; *Dok. 137*, S. 792-794. 注(9)-③; Mason: *Dok. 156*, S. 943-945, 948-950, S. 952-953.

(26) Richard Grunberger, *A Social History of the Third Reich*, London 1971, p. 247-248.

ことを決定していた。⁽²⁷⁾かかる軍事的再軍備の展開によって、1936年夏には、前稿で示したように、鉄・金属業、建設業における専門労働力不足事態に至った。1936年10月のいわゆる「四カ年計画」を転機に、ナチス経済政策は、東方の生存圏獲得をめざす帝国主義的拡張の手段と化し、それによって、経済的再軍備・戦争準備が本格的に推進されることになった。

ナチス経済政策のかかる転換に対応して、労働政策は、まず、「労働市場への意図としての間接的統制」という性格をもち、1938年6月以降は、一方において「部分的労務義務制」、他方において「賃金構成令」として、「労働市場への意図としての直接的統制」という性格をもつに至った。「部分的労務義務制」は、さらに1939年2月には、「全般的労務義務制」として、職場移動制限と結合されるに至った。

かかる意図としてのヨリ強制的・統制的な労働政策の転回に、軍需・基幹部門の飛躍的拡大、それに対する労働力の重点的再編成という統計上の成果を直接的に対応させることによって、ナチス・ドイツの統制経済・全体主義的経済体制の像を抽出することが、いかにナチス・ドイツの像をゆがめることになるかは、本稿の実態分析が明確に示すところである。一方で、意図として、労働力の再軍備志向の重点的再編成が存在し、他方で、結果として、統計に現われるかぎりでの労働力の重点的・集中的配置が存在したことは明らかである。しかし、その労働力配分の実態をみれば、結果としてのこの労働力の集中的配置は、ナチス・ドイツの経済的再軍備遂行にとっては全く不十分であることが確認できる。ナチス・ドイツの経済的再軍備の遂行は、労働力不足、とりわけ専門労働力不足を激化させ、そのために導入された労働配置政策、中でも特に労務義務制は、専門労働力不足現象をさらに深刻化させた。かかる処置は、意図としては、資本と労働の個別的契約関係を国家的制限を加えるものであったとはいえ、現実においては、個別資本と労働者との個別的契約

にもとづく、個々バラバラの、無計画的な労働力確保が進行していたのである。かかる無計画性は、賃金収入の無計画的な上昇をもたらし、これらは共に、経済的再軍備・戦争準備遂行を阻害するものとなっていたし、再軍備の経済的基盤の弱体化をもたらすものであった。その意味では、経済的再軍備・戦争準備遂行手段という特質をもつ労働力政策は、ナチ国家指導部の本来の意図からすれば、破綻したといえよう。基本的には、ナチス・ドイツ経済体制の再軍備構造への構造的転換が、かかる構造的脆弱性を結実させたと同時に、他方では、T・メイソンがいうように、かかる脆弱性は、「包括的な経済的危機」⁽²⁸⁾をも意味していたのである。

そればかりではなく、労働規律の低下、労働意欲の低下、あるいは消極的抵抗、という様々な形態での労働者の反応が示すように、労働者大衆を政治的・イデオロギー的に教育・統合・動員するというナチ国家指導部の意図、それゆえまた、ナチス労働者政策の意図は、破綻したといえよう。ここに、労働意欲・労働能率を上昇させるために、個別資本家が物的譲歩を行ない、DAFが社会政策の領域に介入し、さらにはゲシュタポが企業内活動を活発化させる条件がさらに一層強化されることになる。しかし同時にそれは、かかる諸方策が労働者大衆をナチス体制に組み込めなかつたことをも意味している。すなわち、かかる事態は、諸権力集団間の権力対抗・対立を表現するばかりでなく、労働者大衆とナチス体制との社会的矛盾をも示しているのである。

先の包括的な経済的危機と社会的矛盾双方を内に含んだ以上のような事態、すなわち、一方で再軍備の経済的基盤の脆弱性、他方で労働者大衆のイデオロギー的動員の欠如は、「国内的危機」⁽²⁹⁾ (“Innere Krise”)を呈示しているといえよう。まさにここに、第二次世界大戦勃発=突入の内政上の社会史的原因の最も重要な要因がある。

(慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程)

注(27) 大島通義教授の論説を参照。「ヒットラー・国防軍・会計検査院」『三田学会雑誌』69巻5号、(1976年6月)、「第三帝国における予算政策」同70巻3号(1977年6月)。

(28) (29) Timothy W. Mason, "Innere Krise und Angriffskrieg 1938/1939", in: *Wirtschaft und Rüstung am Vorabend des Zweiten Weltkrieges*, hrsg. v. Friedrich Forstmeier/Hans-Erich Volkmann, Düsseldorf 1975; ders., *Sozialpolitik im Dritten Reich*, Opladen 1977.